

産業財産権の取得支援事業補助金		R7. 4. 1
概要	練馬区内（以下「区内」という。）の中小企業者等が、新たに産業財産権を取得する際の費用の一部を補助します。 <u>産業財産権に係る出願後、1年以内にご申請ください。</u>	
補助対象者	以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人、団体等 ・法人においては本店または主たる事務所が区内に登録されていること、個人事業主においては主たる事業所が区内にあること。 ・区内で引き続き1年以上事業を営んでいること ・風営法により規制される業種など消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと ・暴対法に規定する暴力団または暴力団員が役員に就任している法人等でないこと ・法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること ・国や東京都、他の自治体から同種の補助金・助成金等の交付を受けていないこと	
補助対象事業	国内における特許権・実用新案権・意匠権・商標権の新規取得に係る事業 ※この補助金の申請は、 <u>申請1回につき1事業のみ申請可能です</u> 。また、この補助金の交付は <u>各補助対象事業につき1回のみとし、同一年度内に複数の事業を重複して交付を受けることはできません</u> 。	
補助対象経費	補助対象事業に要する経費のうち、以下に掲げるもの ・出願料および出願審査請求料または技術評価請求料 ・特許料または登録料 ・弁理士または弁護士に対する報酬	
補助金額	補助対象経費の2分の1以内で上限10万円 ※補助計画件数：8件（予定）	
必要書類	・補助金交付申請書（第1号様式） ・事業実績書（第1号様式 別紙） ・出願書類の写しおよび出願を受理したことが確認できる書類 ・補助対象経費の支払を確認できる書類 ・申請時に産業財産権を取得している場合は、取得したことが確認できる書類 ・法人は法人住民税の、個人事業主は住民税の領収書または納税証明書等 ・法人は登記簿謄本または登記事項証明書、個人事業主は開業届の写しまたは確定申告書の写し ※確定申告を電子申請した場合は、受信通知を併せて添付すること。 ・会社概要または事業内容の概要がわかる書類 ・収益事業開始届出書または法人設立届出書の写し（特定非営利活動法人および一般社団法人等の場合） <u>※以下の書類は、申請日から起算して3か月以内のものを提出すること。</u> ・納税証明書、非課税証明書、登記簿謄本、登記事項証明書	
利用の流れ	① 申請者 特許庁への産業財産権に係る出願後1年以内に、必要書類を揃え、補助金交付申請をします。 ② ネリサポ 要件を満たす方には、補助金交付額を決定し、「補助金交付決定通知書」および補助金を請求するための書類を送付します。 ③ 申請者 補助金を請求します。 ④ ネリサポ 補助金の請求を受け、交付します。	
問合せ	練馬ビジネスサポートセンター 電話：03-6757-2020 ホームページ：https://www.nerima-idc.or.jp/bsc/	